

【離婚届】日本人同士がオランダの方式によって裁判離婚した場合

郵送で届出る場合は投函日を、来館の場合は来館日を記入してください。

日本国籍の方は和暦でご記入ください。

判決日でなく、市役所発行の婚姻登録抄本に記載された離婚確定日をご記入ください。

国勢調査は2025年、2030年、2035年に予定されています。

下線部には、婚姻登録抄本、判決文に記載されている内容をご記入ください。

届出書に不備等がある場合、ご連絡を差し上げますので、電話番号及びEメールアドレスをご記入ください。

〈記入例〉

離婚届

令和6年5月31日届出

在オランダ日本国大使館領事

公館印

受理	令和	年	月	日	第	号	
送付	令和	年	月	日	第	号	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附	票	住民票	通知

夫	がいむ	いちろう	妻	がいむ	はなこ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
外務	一郎	外務	花子		
生年月日	昭和50年6月23日	昭和52年1月7日			
住所	オランダ王国ハーグ市トピアスアッセルラン5番地	オランダ王国ハーグ市パンカストラート5番地			
世帯主の氏名	外務 一郎	外務 花子			
本籍	東京都世田谷区代田橋二丁目2番地				
夫婦の氏名	筆頭者の氏名	外務 一郎			
父の氏名	外務 太郎	続柄	妻の父	島野 忠	続柄
母の氏名	省子	長男	母	恵子	長女
離婚の種別	☐ 協議離婚 ☒ 調停	年	月	日	成立日
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☒ 夫はもとの戸籍にもどる ☒ 妻は新しい戸籍をつくる				
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	外務次郎、外務修子	妻が親権を行う子	外務次郎、外務修子	
同居の期間	平成25年1月から令和6年3月まで(同居を始めたとき)				
別居する前の住所	オランダ王国ハーグ市トピアスアッセルラン5番地				
別居する前の世帯のおもな仕事	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
夫婦の職業	夫の職業	事務職	妻の職業	無職	
その他	令和6年3月1日、ハーグ地方裁判所にて離婚判決 令和6年4月30日、オランダ王国の方式により離婚確定。 判決謄本及びハーグ市役所発行の婚姻登録抄本及び同和訳文を添付。				
届出人	夫	外務 一郎	妻	外務 花子	
届出人の連絡先及び電話番号	070- 346 9544	consul@hg.mofa.go.jp			

〈必要書類〉

- (1) 離婚届出書

届出書は大使館領事窓口にございます、[こちら](#)からダウンロードすることもできます。署名以外の部分は、パソコン等により入力・印刷したものでも使用可能ですが、必ずA3用紙に印刷してください。ご自身でA3用紙に印刷できない場合は、郵送で届出用紙を請求してください。
- (2) 裁判所発行の判決謄本の真正な写し(Afschrift echtscheidingsbeschikking)

「Afschrift echtscheidingsbeschikking」は裁判が行われた裁判所にて請求することが可能ですのでご用意ください。また、未成年の子がいる場合、親権に関する決定を証明する文書の原本(「Ouderschapsplan」等)が追加で必要となります。
- (3) (2)の抜粋和訳文

当館作成の[ひな型・記入見本](#)をご使用いただけます。パソコン等により入力・印刷したものでも結構です。翻訳をする方はどなたでも差し支えありませんが、和訳文には必ず翻訳者氏名を明記してください。
- (4) オランダの市役所発行のインターナショナル版の婚姻登録抄本

複数言語で表記された「meertalig (internationaal)」版「Uittreksel uit de huwelijksakte」をご用意ください。当該抄本が発行されない場合は、オランダ語版婚姻登録抄本(「Uittreksel uit de huwelijksakte」)、又は判決登録抄本(「Akte van Inschrijving van Rechterlijke Uitspraak」)をご用意ください。いずれの場合も離婚確定日の記載がされている必要があります。
- (5) (4)の和訳文

複数言語で表記された「meertalig (internationaal)」版「Uittreksel uit de huwelijksakte」の和訳には、当館作成の[ひな型・記入見本](#)をご使用いただけます。その他の抄本を提出される場合でも、当館のひな型をご利用いただける場合がありますので、予めご相談ください。
パソコン等により入力・印刷したものでも結構です。翻訳をする方はどなたでも差し支えありませんが、和訳文には必ず翻訳者氏名を明記してください。
- (6) 確認書

[こちら](#)からダウンロードできます。
- (7) 双方の日本旅券(郵送の場合は写し)

各1通
- (8) 遅延理由書(離婚確定日より3か月を超えた届出の場合のみ)

当館の[ひな型](#)をご使用いただけます。

(注意事項)

- 届出書に記載のある「記入の注意」も参照ください。
- 本籍地等の確認のため、古いものや写しでも構いませんので、戸籍謄本をご用意されることをお勧めします。
- 届出書右側の「証人」部分は記入不要です。
- 「印」部分への押印は必要ありません。任意の押印は可能です。
- 署名欄には戸籍通りに楷書で自署してください。
- 文字の訂正や削除をする場合には、誤字に横二重線を引いて訂正してください。修正液、修正テープは使用できません。なお、訂正箇所への印鑑・拇印(右手親指)は任意となります。
- 郵送での届出の場合、判決謄本返送のための書留郵便送料をご負担いただきます。詳細は届出後に当方より別途ご連絡を差し上げます。